

【第217回国会（常会）】

1 国務大臣の演説及び質疑

令和7年1月24日に石破内閣総理大臣の施政方針演説、岩屋外務大臣の外交演説、加藤財務大臣の財政演説及び赤澤経済財政政策担当大臣の経済演説が衆議院本会議において行われ、これに対して、同月27日及び28日に各会派の代表質問が行われた。

(1) 石破内閣総理大臣の施政方針演説

【1 国づくりの基本軸】

今年は戦後80年、そして昭和の元号で100年に当たる節目の年です。これまでの日本の歩みを振り返り、これからの新しい日本を考える年にいたします。

そのためには、我が国の直面する現実を直視しなければなりません。

我が国の生産年齢人口は、これからの20年で1,500万人弱、2割以上が減少すると見込まれております。このような中、かつて人口増加期に作り上げられた経済社会システムを検証し、中長期的に信頼される持続可能なシステムへと転換していくことが求められております。

今や、我が国は人材希少社会に入っています。年齢や障害の有無にかかわらず希少な人材を大事にする社会づくり、すなわち、国民一人一人の幸福実現を可能にする、人中心の国づくりを進め、全ての人が幸せを実感できる、人を財産として尊重する人財尊重社会を築いていく必要があります。

加えて、食料自給力、エネルギー自給率が低い現状では、外的な事象に国民生活が大きく影響を受けてしまう懸念があります。より自立した形で国民生活を守ることができるよう、戦略的な国家運営が必要です。

新しい日本を創る上で、サステナブルでインデ



石破内閣総理大臣の施政方針演説（第217回国会）

pendentであること、すなわち持続可能で自立することを重視しなければなりません。そのため、価値観の転換が必要だと考えております。

故堺屋太一先生の著書によれば、我が国は、明治維新の中央集権国家体制において強い日本を目指し、

戦後の復興や高度経済成長の下で豊かな日本を目指しました。そして、これからは楽しい日本を目指すべきだと述べられております。

私は、この考えに共感するところであり、かつて国家が主導した強い日本、企業が主導した豊かな日本、加えてこれからは一人一人が主導する楽しい日本を目指していきたいと考えております。

楽しい日本とは、全ての人が安心と安全を感じ、自分の夢に挑戦し、今日より明日はよくなると実感できる。多様な価値観を持つ一人一人が、互いに尊重し合い、自己実現を図っていきける。そうした活力ある国家です。

外交、安全保障体制、防災立国、感染症対策など危機管理を確立し、賃上げと投資が牽引する成長型経済を実現するとともに、人財尊重を基軸として、楽しさを実現できる、バランスの取れた国づくりを目指します。

【2 地方創生2.0、「令和の日本列島改造」の具体化】

（「令和の日本列島改造」）

楽しい日本を実現するための政策の核心は、地方創生2.0です。これを、令和の日本列島改造として強力に進めます。

都市対地方という二項対立ではなく、都市に魅力を感じる方、地方に魅力を感じる方、そうしたお一人お一人の多様な幸福が実現できる場として、都市も地方もその魅力を高めていきます。

かつて、田中角栄元首相の日本列島改造では、道路や鉄道といったハードなインフラの整備を起点として人の流れを生み出し、国土の均衡ある発展を目指されました。

地方創生2.0は、官民が連携して地域の拠点をつくり、地域の持つ潜在力を最大限引き出し、ハードだけではないソフトの魅力が新たな人の流れを生み出す。新技術を徹底的に活用し、一極集中を是正し、多極分散型の多様な経済社会を構築していくものです。

令和の日本列島改造は、5本の柱で、厳しい国際競争の中、日本全体の活力を取り戻すべく進めてまいります。

（若者や女性にも選ばれる地方）

第1の柱は、若者や女性にも選ばれる地方であります。若者や女性が楽しいと思えるような新しい出会いや気づき、そこから生まれる夢や可能性が重要です。

新たな人の流れを太くするため、いわゆる関係人口に着目し、都市と地方といった二地域を拠点とす

る活動を支援します。地域に継続的に関わる方々が登録でき、地域づくり活動に参加する担い手となっただけのふるさと住民登録制度等の有効性について検討を行い、結論を得てまいります。地域の外の方々がリモートワーク等で地方の取組を応援しやすい環境を作ります。

若者や女性が働きやすく魅力ある職場づくりを進めるため、アンコンシャスバイアス、すなわち無意識の思い込みの解消を図るとともに、男女の賃金格差の是正を促進する法案を提出いたします。車座対話の開催や地域に対するサポートを進めることにより、日本全体の機運を高め、取組の裾野を広げてまいります。

日本各地で事業を起こそうと考えている若者や女性の方々の声を伺い、起業の障害を解決し、ネットワークの構築を支援する等の取組を強化します。

日本全国に約9,000社存在する中堅企業や成長志向の中小企業は、地方経済を支える存在です。こうした企業の賃上げを伴う成長投資を強力に支援し、全都道府県での地方版政労使会議の開催等により、最低賃金を含め、地方で賃金が上がっていく環境を創り出してまいります。

暮らしやすいまちづくりには、官民で、AI、デジタル技術を活用し、地方の持続可能な生活インフラを作っていくことが重要であります。自動運転の実装加速に向けた制度整備を進めるとともに、電子カルテ等の医療機関での共有、遠方の医療機関まで行かずともオンラインで適切な診療を受けられる体制の整備を進めます。

人口減少下においては、官民が連携した人づくりや公教育の再生、改革により、一人一人が持つ可能性を最大限引き出すことが必要です。そのために大事なことは、教育の内容と質であり、子供たちをどのように育てたいのかを明確にすることです。知識や能力だけでなく、歴史や文化、地域や周りの人々を大切にし、行動する力を有した人材や、大学や農業・工業高校等における観光等の地域の魅力やニーズを捉えた産業やサービスを支える人材を育成します。教職員の働き方改革や給与面を含む処遇改善等を進めてまいります。

これらの取組を応援するため、地方公務員の兼業、副業の弾力化、会計年度任用職員の在り方の見直し等により、地域の中の方々が力を発揮できる環境を整備します。国の職員が、課題を抱える市町村に寄り添って、顔が見え、熱が伝わる伴走支援を行う仕組みを新たに始めます。

(産官学の地方移転と創生)

第2の柱は、産官学の地方移転と創生です。

まずは、官が一步前に出ます。防災庁など政府関係機関の地方移転、国内最適立地を推進します。これまでの取組を検証し、地方からの提案を改めて募り、日本全体にとって望ましい効果を生み出すのはどこかという視点を踏まえ、順次結論を出してまいります。

地方創生2.0では、民の力を活かすことが不可欠です。地方創生に取り組む経営者や現場の方々との意見交換を重ね、都市部に立地する企業の本社機能の移転などを実現する環境整備を進めます。

地方でも、地域の中核となる特色ある地方大学が育ちつつあります。東京23区内の大学等の定員の抑制を行いつつ、地方大学による実践的な人材の育成を進めます。

(地方イノベーション創生構想)

第3の柱は、地方イノベーション創生構想です。

地方創生1.0では、優良事例が点の取組で終わり、相互に作用し合い面的な広がりにつながる化学変化が起きませんでした。その反省を踏まえ、地方における新結合を通じた新たな産業分野の創造やイノベーションの開花を目指します。

大学、企業、自治体等が連携し、地域にイノベーションの主役を生み出し、地域活性化や社会課題解決を実現するスタートアップとして大きく育てていける環境を整備します。スタートアップ育成5か年計画を強化し、地域における拠点都市の拡充や自治体による調達の促進など、独自性ある取組を大胆に支援いたします。

グローバルあるいはローカルな様々な社会課題が、その解決に向けたイノベーション、革新的な製品、サービス、新たな市場を生み出す可能性を秘めています。大学や研究機関等の産学連携拠点に対する支援を抜本的に強化いたします。

世界有数の潜在力を持つ日本の農林水産業、食品産業を、徹底的な高付加価値化により、基幹産業として確立します。これらが儲かる産業となるよう、スマート化、大区画化など生産基盤を強化します。米を世界へ輸出するプロジェクトの推進、安定的な輸出入と備蓄の確保などを通じて、食料安全保障を確保します。総合的な林業、木材産業施策として、施業地の集積、集約化やCLT等の技術開発、普及など、森林資源の循環利用を進めます。水産業の発展のため、水産資源管理を行いつつ、スマート化や海業の全国展開を進めます。

新たな重点として、官民連携により文化芸術、スポーツの振興を図ります。その効果的な広報等により、地方創生に繋がる観光産業の活性化を進めます。海外売上げで半導体や鉄鋼に肩を並べるエンタメコンテンツ産業について、2033年までに海外売上高を5兆円から20兆円とする目標を掲げ海外展開を支援し、クリエイターの方々の育成や安心して働ける環境の整備を含め、その発展を強力に支援します。

今年は、いよいよ大阪・関西万博が開催されます。明日の世界を担う子供たちに、未来社会への希望を持って、将来について考える機会となることを願って止みません。開催国である日本そして各地域が世界との交流を深め、自らの魅力を世界に向けて発信する絶好の機会となるよう、政府として最大限の力を尽くします。多くの方々に御来場いただき、各地を訪ねていただいて、万博と地方創生のシナジー効果を実現します。

(新時代のインフラ整備)

第4の柱は、新時代のインフラ整備です。GX、DXを支える新時代のインフラを軸として、産業拠点や生活拠点の再配置を促進します。

再生可能エネルギーや原子力といった脱炭素電源、そして水素等の次世代燃料供給拠点を拡大するとともに、その供給網を効率的に整備していきます。脱炭素電源の整備と新たな産業用地や関連インフラの整備を共に促す施策を具体化します。150兆円超のGX投資を呼び込むための成長志向型カーボンプライシングの制度化及び循環経済への移行に向けた法案を提出いたします。

AIは、今や、国の競争力や社会の豊かさを左右する極めて重要な技術です。イノベーションの加速とリスクへの対応を両立させる法案を提出いたします。AI、データセンター等を繋ぐ情報通信ネットワークを、サイバーセキュリティーを確保しつつ整備してまいります。AI、半導体分野に50兆円を超える投資を引き出す環境整備のための法案を提出します。

(広域リージョン連携)

第5の柱として、都道府県域を超えた広域連携の新たな枠組みである広域リージョン連携を強力に推進します。

自治体が、他の自治体との縦横のつながりを最大限生かせる最適な体制を築きます。必要な制度改革を進め、自治体同士の広域連携を抜本的に強化します。

【3 経済・財政・社会保障】

（物価上昇に負けない賃上げ、資産運用立国）

人財尊重社会における経済政策にとって、最重視すべきは賃上げであります。賃上げこそが成長戦略の要との認識の下、物価上昇に負けない賃上げを起点として、国民の皆様の所得と経済全体の生産性の向上を図ってまいります。

33年ぶりの高水準の賃上げとなった昨年の勢いで、大幅な賃上げを促すとともに、最低賃金を着実に引き上げ、2020年代に全国平均1,500円という高い目標に向かってたゆまぬ努力を続けることにより、賃金は据置きで動かないという縮み志向を過去のものといたします。

賃上げができるよう、多くの中小企業に利益を上げていただくためには、取引の上流から下流まで、適切な価格転嫁や生産性向上を実現することが重要です。下請法の改正法案を提出するとともに、自治体等の官公需での価格転嫁を促進します。

賃上げの原資となる生産性の向上への支援を強化するため、各業種の実態に即した省力化投資を進めるための計画を策定し、現場での支援体制を整備します。

人材、経営基盤を強化する事業承継やM&Aを後押ししてまいります。望まない非正規雇用を減らし、同一労働同一賃金を実現するとともに、リスクリング、ジョブ型人事、労働移動の円滑化の三位一体の労働市場改革を強力に進めます。求職者の状況に応じたきめ細かい就労支援を行います。

現在や将来の賃金の増加等を活かした資産形成の後押しも重要であり、NISAやiDeCoの充実など資産運用立国の取組を強化します。

賃上げの効果が出るまでの間にも物価高対策を講じます。地域の実情に応じて、エネルギーや食料品価格の高騰に苦しむ方々、価格転嫁が困難な中小企業、学校給食費への支援等を行う重点支援地方交付金や、低所得者世帯の方々に対する給付金など、総合経済対策で決定した施策を迅速に執行してまいります。

（日本経済の活力向上、投資立国）

日本のGDPは、1994年には世界の18%を示していましたが、直近の2023年では4%となっております。今日より明日はよくなると実感できる楽しい日本となるには、こうした流れを転換し、持続的な成長が必要です。このため、コストカット型経済から高付加価値創出型経済への移行、賃上げと投資が牽引する成長型経済を実現していきます。官民投資フォー

ラムを開催し、国内投資目標を示し、規制改革の検討を深め、大胆な国内投資促進策を具体化することを通じ、投資立国の取組を強化します。

科学技術・イノベーション基本計画の改定を進め、AI、量子、バイオ、宇宙、フュージョン等の戦略分野での投資を促してまいります。

企業が未来に向けた成長投資に更に踏み込むための会社法改正に向けた具体的議論を開始します。長期の企業価値向上に向けた投資家との対話等を通じて、人や技術への投資を進める環境を整えます。

（経済安全保障）

経済安全保障の観点から、我が国の自律性と不可欠性を高めるため、重要サプライチェーンの国内回帰、立地促進を含む強靱化や技術流出対策等の取組を進めます。官民が連携し、脅威、リスクを分析する経済インテリジェンス機能の強化を図ります。

国、重要インフラ等に対するサイバー攻撃を排除するため、能動的サイバー防御を可能とする法案を提出いたします。

（財政の健全化）

経済あつての財政との考え方の下、成長率の引上げに重点を置いた政策運営を行うとともに、歳出歳入両面の改革を継続し、引き続き財政健全化を目指します。金利のある世界となる中、大災害や有事に備えた財政余力を確保する観点も踏まえ、経済・財政新生計画の枠組みの下、今年の骨太方針において、早期のプライマリーバランス黒字化実現を含め、今後の財政健全化に向けた取組を示します。

（社会保障）

社会保険料は安心のための拠出であり、全て必要な給付として再分配されます。国民所得に対するその割合は、コロナ禍以前の水準に低下しております。一方で、少子高齢化に対する将来不安があるため、社会保障制度への不安が解消いたしません。年齢にかかわらず適切に支え合うことを目指す全世代型社会保障の理念に則り、改革工程に沿って着実に進めます。高額療養費制度の見直しなどにより、保険料負担の抑制につなげます。

来年度、少子化対策は本格実施の年を迎えます。父母がともに育児休業を取得した際の給付率を手取りで10割に引き上げるとともに、保育士等の配置、処遇を改善します。

コロナ禍の検証を踏まえた万全の感染症対策の実施に加え、入院だけでなく、外来、在宅医療や介護との連携も含む新しい地域医療構想を策定し、地域での協議を促進します。あわせて、医師偏在対策を総

合的に推進するための法案を提出いたします。

年金制度の財政状況は、支え手の増加などにより、前回の見直し時に比べ好転しております。今後とも成長型経済の実現に努めるとともに、働き方に中立的な制度とするなど、将来にわたる安心をより確実なものとしてまいります。

単身の高齢者が増加する中、介護体制の整備とともに、生活に困難を抱える方、障害のある方、子育て世帯が、地域の中でつながり、支え合い、共に地域を創っていく地域共生社会の実現を目指します。

旧優生保護法を執行してきた立場として、真摯な反省に立ち、補償金の着実な支給と差別のない社会の実現に力を尽くしてまいります。

令和7年秋に日本で初めて開催される東京2025デフリンピックを強力に支援します。

【4 防災・治安】

(防災・復興)

能登半島地震から1年、復興中の奥能登を襲った豪雨から4か月が経過しました。復旧復興への着実な取組により、地震に係る応急仮設住宅は全て完成し、農林水産業や輪島塗の再開も進みつつあります。能登の賑わいと笑顔を一日も早く取り戻すため、災害廃棄物処理の加速、公営住宅の建設等により、被災者の生活、生業の再建を強力に支援します。

福島の復興なくして東北の復興なし。東北の復興なくして日本の再生なし。引き続き、復興庁が司令塔となり、被災者の生活や産業、生業の再建、福島イノベーション・コースト構想の推進等に取り組みます。

阪神・淡路大震災から30年が経ちました。その経験、教訓を忘れることなく継承し、災害対策に活かしてまいります。

我が国は、世界有数の災害発生国であり、平時の備えにより被害の最小化を図るとともに、発生時にはスフィア基準を踏まえた環境を迅速に提供する必要があります。こうした国家の責務を果たすため、災害対策基本法等の改正案を提出し、被災地での福祉支援やボランティアとの連携を推進します。豪雨等の災害の発生予測を高度化し、情報発信を強化します。

防災対応の司令塔として防災監を内閣府に設置するとともに、内閣府防災担当の機能を予算、人員の両面から抜本的に強化します。その上で、防災庁を令和8年度中に設置すべく、準備を加速いたします。

今後30年以内に、首都直下型地震は70%程度、南海トラフ地震は80%程度の確率で発生するとされて

おります。被災の地域や規模が予想できる大規模災害に対しては、自治体間の支援、受援の組合せの事前決定、支援物資の計画的備蓄など、事前防災を一層具体化いたしてまいります。

防災・減災、国土強靭化を着実に推進します。令和8年度からの実施中期計画については、施策の評価や資材価格の高騰等を勘案し、概ね15兆円程度の事業規模で実施中の5か年加速化対策を上回る水準が適切との考え方に立ち、本年6月を目途に策定します。人命、人権最優先の防災立国を構築し、世界の防災大国にいたしてまいります。災害対策の知恵や技術を海外に発信し、世界の防災に貢献するとともに、新たな産業の柱にいたします。

(治安)

犯罪は長期的に減少傾向にありますが、多くの国民が治安の悪化を感じています。闇バイトによる強盗、詐欺、巧妙なサイバー犯罪等が後を絶たず、女性が悪質ホストクラブに搾取される問題も生じています。犯罪対策を強力に推進し、世界一安全な日本を実現します。

匿名・流動型犯罪グループに対し、仮装身分捜査等により検挙を徹底いたします。闇バイトの求人情報の削除の促進、SNS等での若者向けの注意喚起、防犯カメラの整備の支援等を進めます。

学校と連携したサイバー防犯指導、官民連携でのサイバー攻撃対処訓練等を推進します。また、悪質ホストクラブへの規制を強化する法案を提出するとともに、性暴力、DV、虐待等を防ぎ、被害者支援を推進します。

【5 外交・安全保障】

間もなく4年目を迎えるロシアによるウクライナ侵略。我が国周辺での中国、ロシアの軍事活動の活発化。北朝鮮による核・ミサイル開発。戦後最も厳しく複雑な安全保障環境において、我が国の独立と平和、人々の暮らしを守り抜くためには、バランス・オブ・パワーに常に最大限の注意を払い、我が国自身の能力を高める、日米同盟を更なる高みに引き上げる、同志国との連携を更に拡大、深化する、こうした取組を進めなければなりません。同時に、彼我の誤解、誤算を避けるために、関係国との緊密な意思疎通を重ねることは死活的に重要であります。

防衛力は我が国の安全保障の最終的な担保です。我が国への侵攻に自らが主たる責任をもって阻止、排除する能力を保有し、もって我が国への侵攻自体を抑止することを主眼に、国家安全保障戦略等に基づき、防衛力の抜本的強化を着実に進めます。シェ

ルターの確保等を着実かつ早急に進めるなど、国民保護の取組を強化します。

自衛隊の人的基盤の強化に取り組みます。自衛官が十分に充足されていないことは極めて深刻な課題であります。30を超える手当等の新設、金額の引上げなど、過去に例のない取組を令和7年度から実現します。自衛官の処遇の魅力向上、若くして定年退職を迎える自衛官が退職後も活躍できる環境の創出等を内容とする法案を提出いたします。

基地負担の軽減、駐留に伴う諸課題の解決に引き続き取り組みます。昨年末、大浦湾側の地盤改良工事に着手することで、普天間飛行場全面返還の実現に向け大きく前進をいたしました。引き続き、着実に工事を進めてまいります。また、沖縄振興の経済効果を十分に域内に波及させ、それを実感していただくため、地元事業者の成長や県産品の活用に配慮し、沖縄経済の構造改革に向けて支援を継続いたします。

日米同盟は我が国の外交、安全保障政策の基軸です。地域におけるパワーバランスが歴史的变化を遂げる中、力の空白が地域の不安定化につながるものがないよう、日米の協力を更に具体的に深化させ、合衆国の地域へのコミットメントを引き続き確保しなければなりません。

また、日米豪印、日米韓、日米比を含め、地域における安全保障の重層的なネットワークを構築し、自由で開かれたインド太平洋を強化する上では、日米のリーダーシップは不可欠です。その際、我が国は同盟国として責任を共有し、応分の役割を果たさなければなりません。

来るべき日米首脳会談におきましては、トランプ大統領との間で、こうした安全保障や経済の諸課題につき、認識の共有を図り、一層の協力を確認し、日米同盟を更なる高みに引き上げたいと考えます。

韓国は、国際社会の諸課題にパートナーとして協力すべき重要な隣国です。内政上の動きはありますが、現下の戦略環境の下、日韓関係の重要性は変わりません。韓国側とは、引き続き、国交正常化60周年を含め、緊密に意思疎通してまいります。

年頭にはマレーシア及びインドネシアを訪問し、先日はラオス首相をお迎えをいたしました。国際社会が対立と分断を深める中、ASEAN諸国との関係強化は、我が国のグローバルサウス外交の観点からも、最優先事項の一つです。今後とも、海洋安全保障、災害対応、脱炭素化等につき実務的な協力を進めてまいります。

対ウクライナ支援、対露制裁を今後とも強力に押し進めます。

中国との関係では、懸案や意見の相違につき、主張すべきことは主張する、その上で、協力できる分野では協力していく、そうした現実的な外交を行ってまいります。価値を共有する同盟国、同志国との確固たる連携を大前提とした上で、中国の安定的発展が地域全体の利益となるよう、習近平主席とも確認した、戦略的互惠関係の包括的推進、建設的かつ安定的な関係の構築という大きな方向性に基づき、今後も首脳間を含むあらゆるレベルで中国との意思疎通を図ってまいります。日中韓の枠組みも前進させます。

日露関係は厳しい状況にありますが、我が国としては、領土問題を解決し、平和条約を締結するとの方針を堅持いたします。

拉致問題は、単なる誘拐事件ではなく、その本質は国家主権の侵害であります。拉致被害者や御家族が御高齢となられる中、時間的制約のある、ひとときもゆるがせにできない人道問題であり、政権の最重要課題であります。日朝平壤宣言の原点に立ち返り、全ての拉致被害者の一日も早い御帰国、北朝鮮との諸問題の解決に向け、断固たる決意の下、総力を挙げて取り組んでまいります。

気候変動、軍縮・不拡散といった地球規模の課題、各地の人道状況にも、引き続き正面から取り組みます。ガザ傷病者への医療支援を早期に実現すべく、関係国等との調整を進めてまいります。

私は、年頭の外国訪問において、LNGの安定供給に向けた協力、脱炭素化に向けたアジア・ゼロエミッション共同体を通じた連携を確認いたしました。資源外交を引き続き強力に推進します。

【6 政治改革】

戦後80年は民主主義を考える年でもあります。政治改革の課題について結論を得るのは我々政治家の使命であり、民主主義をどのように支えるかについての議論が重要です。国費による助成、企業、団体や個人からの資金、そして政治家本人からの支出、それらのバランスはどうあるべきか。国費による助成を受け、原則として非課税であるという特別な扱いを受ける以上、それにふさわしい政党や政治団体としての規律の在り方をどのように考え、また、その規律をどのように担保していくか。そのための法制度の在り方も含めて、与野党の枠を超えて議論を深めていきたいと考えます。

民主主義の根幹である選挙についても課題があり

ます。

選挙活動について、これまで想定されなかったことが起き始めており、それらを踏まえた議論も求められています。民主主義は、多くの意見が健全な言論の場において戦わされてこそ成り立つものであり、それが担保される必要があります。

政治資金にしても選挙活動にしても、重要なことは、有権者に判断材料が正しく提供されることであり、そうした正しい判断材料に基づいて、より幅広い世代のより多くの民意が政治に適切に反映されることです。それが国民主権の本質であり、今の選挙制度がそれにふさわしいものなのか、約30年の歴史を踏まえ、改めて党派を超えた検証を行い、あるべき選挙制度を議論していきたいと考えます。

【7 憲法改正等】

今年は戦後80年の節目の年となります。国民の意識や国際情勢の変化を踏まえ、国のかたちを定める憲法のあるべき姿について、主権者である国民の皆様以案を示すのは、我々国会議員の責務です。国会による発議の実現に向け、今後、衆議院及び参議院に設置された憲法審査会において建設的な議論を行い、国民的な議論を積極的に深めていただくことを期待いたします。

皇位の安定的な継承等は極めて重要であり、とりわけ皇族数の確保は喫緊の課題です。国会において、早期に立法府の総意が取りまとめられるよう、積極的な議論が行われることを期待します。

【8 結語】

昨年の所信表明演説に引き続き、本施政方針演説

におきましても石橋湛山元首相の言葉を引いて、結びといたしたいと存じます。石橋湛山元首相は、昭和32年の演説会で、国会の運営の正常化、政界及び官界の綱紀粛正、雇用の拡大と生産の増加、福祉国家の建設、世界平和の確立という5つの誓いを述べられました。その第1である国会の運営の正常化については、自ら、反省すべき点は十分に反省するが、同時に反対党その他の協力を求め、国会がまっすぐに行くようにしたいと表明されました。

昨年の総選挙の結果、約30年ぶりの少数与党となりましたが、比較第一党として、自由民主党は、公明党とともに、今の、そして次の世代の国民の皆様に対して責任を持つ責任与党でなければなりません。党派を超えた合意形成を図るため、臨時国会に続き、与党、野党ともに、責任ある立場で熟議し、国民の納得と共感を得られるよう努めることが必要であります。多様な国民の声を反映した真摯な政策協議によって、より良い成案を得るという民主主義の本来の姿に立って、政権運営に当たります。

令和7年度予算や税制改正、さらには社会保障や教育など各分野の施策について、多くの御賛同が得られるよう、説明を尽くしてまいります。各党の御主張も十分に拝聴し、議論を重ねます。中長期的な政策の方向性や制度の持続可能性についても、給付や負担の在り方を含め、真摯に議論をいたしてまいります。

国民の皆様、並びに、この場に集う全国民を代表される国会議員の皆様のご御理解と御協力をお願い申し上げます。

(2) 岩屋外務大臣の外交演説

第217回国会に当たり、外交政策の所信を申し述べます。

(情勢認識と基本方針)

ウクライナ侵略が国際秩序を揺るがし、安全保障環境も厳しさを増す中、日米同盟の強化、自由で開かれたインド太平洋の実現に向けた同盟国、同志国との連携、グローバルサウスとの連携の3点を重視し、我が国の平和と地域の安定を実現し、国際社会を分断から協調に導く外交を展開してまいります。

私は、昨年11月にウクライナを訪問し、侵略の現場を前にして、力による一方的な現状変更は世界のどこであれ許されないと強い思いを強くいたしました。国際社会の随所で法の支配に大きな挑戦がもたらさ

れる中、粘り強い外交を通じ、法の支配に基づく国際秩序を回復し、地域及び国際社会の平和と安定を確保することが必要です。

先般、私は、韓国、フィリピン及びパラオを訪問し、地域情勢に関する連携を確認しました。また、今週、米国、豪州、インドとの外相会談や日米豪印外相会合において、自由で開かれたインド太平洋の実現に向けた協力を確認したところです。引き続き、こうした積極的かつ戦略的な外交を進めてまいります。

外交と防衛は国の根幹を成すものであり、車の両輪です。とりわけ、外交の失敗は国を誤るとの認識の下、使命感と緊張感を持って全力で職務にあたっております。

(日米同盟の強化)

去る20日、米国ではトランプ政権が発足し、私自身も大統領就任式に出席いたしました。ルビオ国務長官との会談では、日米関係を一層強化するとともに、来る日米首脳会談が有意義なものとなるよう、今後も緊密に連携することで一致いたしました。

日米同盟は、我が国の外交、安全保障の基軸であり、その充実強化は石破政権の最優先事項です。トランプ政権との間でも、強固な信頼関係を構築し、グローバルパートナーとしての日米協力を更に高みに引き上げてまいります。

日米同盟の抑止力、対処力の一層の強化、拡大抑止の信頼性と強靱性の強化、在日米軍の態勢の最適化に向けた取組を進めます。同時に、普天間飛行場の一日も早い全面返還を目指して辺野古移設を進めるなど、沖縄を始めとした地元の負担軽減と米軍の安定的駐留に取り組んでまいります。

また、経済面での協力も重要です。日米間の投資の拡大に向けた取組、先端技術分野における協力、インド太平洋地域の持続的、包摂的な経済成長のための協力といった、経済分野における幅広い日米協力を更に拡大、深化させてまいります。

そして、重層的な人的交流も一層強化してまいります。

(同盟国・同志国連携)

自由で開かれたインド太平洋の実現に向けては、G7、ASEAN、豪州、インド、韓国、EU、NATOなどの協力関係を更に強化し、日米豪印、日米韓及び日米比を始め、実践的な協力を広げてまいります。

(日本自身の取組)

我が国が戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面する中、国家安全保障戦略の下、防衛装備移転、OSAの推進や、サイバー安全保障分野での対応能力の向上に取り組んでまいります。

また、テロ及び暴力的過激主義の脅威、サイバー犯罪を含む国際組織犯罪への対策は、引き続き重要な課題です。こうした分野においても、我が国自身の取組や国際的な協力関係を強化してまいります。

同盟国、同志国と密接に連携しつつ、サプライチェーンの強靱化や経済的威圧への対応、重要・新興技術の保全、促進など、経済安全保障の課題にも引き続き全力で取り組んでまいります。

偽情報の拡散といった国際的な情報戦に対しては、情報の収集、分析能力の向上、適時適切な発信とともに、情報セキュリティー基盤の強化にも取り組んでまいります。同時に、SNSを通じた発信を強化する



岩屋外務大臣の外交演説（第217回国会）

など、外交政策に対する国民の理解と支持を得るための情報発信に努めてまいります。

(近隣諸国などとの関係)

近隣諸国などとは、難しい問題に正面から対応しつつ、未来志向の安定的な関係を築いてまいります。

日本と中国の間には、様々な可能性があると同時に、尖閣諸島情勢を含む東シナ海、南シナ海における力による一方的な現状変更の試みや、我が国周辺での一連の軍事活動を含め、多くの課題や懸案が存在しています。

台湾海峡の平和と安定も重要であり、さらに、中国の人権状況や香港情勢についても深刻な懸念を有しています。

しかし、その上で、日中両国は、地域と世界の平和と繁栄に対して大きな責任を負っています。

昨年、石破総理と習近平主席の間で確認したように、戦略的互惠関係を包括的に推進するとともに、建設的かつ安定的な関係を構築するという大きな方向性の下、課題と懸案を減らし、協力と連携を増やしていくために、互いに努力していかなければなりません。昨年の訪中で、私は王毅外交部長とそのため対話を行ってまいりました。

ALPS処理水の海洋放出と日本産水産物の輸入規制に関する日中両政府による発表に基づき、中国による日本産水産物の輸入回復を早期に実現するよう引き続き求めてまいります。また、拘束されている

邦人の早期釈放、在留邦人の安全確保にも全力を尽くしてまいります。

日本と韓国は、互いに国際社会の様々な課題にパートナーとして協力すべき重要な隣国です。日本政府として、今般の韓国国内の一連の動きについては、引き続き特段かつ重大な関心をもって注視してまいります。現下の戦略環境の下、日韓関係の重要性はいささかも変わりません。先般の私の韓国訪問においても、チョ・テヨル外交部長官との間で、北朝鮮への対応も含め、引き続き、日韓、日米韓が緊密に連携していくことを確認いたしました。韓国側とは、今後も緊密に意思疎通をしてまいります。

一方、竹島については、歴史的事実に照らしても、国際法上も、日本固有の領土であるとの基本的な立場に基づき、毅然と対応してまいります。

日中韓の協力も、大局的な視点から、地域及び世界の平和と繁栄にとって重要であり、議長国としての取組を着実に進めてまいります。

北朝鮮の核・ミサイル開発は断じて容認できません。また、北朝鮮兵士のウクライナに対する戦闘への参加といった露朝軍事協力の進展は、ウクライナ情勢のみならず、我が国周辺地域の安全保障に与える影響の観点からも、深刻に懸念しています。引き続き、関連安保理決議の完全な履行に向け、国際社会と緊密に連携してまいります。

日朝平壤宣言に基づき、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、不幸な過去を清算して、日朝国交正常化を実現するとの方針に変わりはありません。全ての拉致被害者の一日も早い御帰国を実現するとともに、北朝鮮との諸問題を解決するため、総理自身の強い決意の下に、総力を挙げて最も有効な手立てを講じてまいります。

(ロシアによるウクライナ侵略への対応)

ロシアによるウクライナ侵略を終わらせ、一日も早く公正で永続的な平和を実現するため、G7を始めとする国際社会と連携して、ウクライナ支援と対露制裁を強力に推進してまいります。ウクライナの復旧復興支援についても、官民一体で取組を強化してまいります。

日露関係は引き続き厳しい状況にありますが、その責任を日本側に転嫁することは受け入れられません。ロシア側による一方的な発信や措置には毅然と対応してまいります。同時に、日露間には隣国として解決しなければならない懸案事項もあり、ロシア側との意思疎通を適切に行っていく必要があります。

北方領土問題を解決し、平和条約を締結するとの

方針を堅持しつつ、最優先事項の一つである北方四島交流訪問事業の再開については、特に北方墓参に重点を置いて、事業の再開を強く求めてまいります。

(中東情勢への対応)

中東情勢は、引き続き予断を許しません。ガザ情勢をめぐる、人質の解放と停戦に関する合意が当事者間で成立したことは重要な一歩であり、歓迎いたしますが、その誠実かつ着実な履行を通じて、人道状況の改善と事態の沈静化に繋げていくことが必要です。

シリアにおいては、シリア人による対話を通じた包摂的な政治的解決が実現することを強く望んでおり、そのための支援を行ってまいります。イスラエルとレバノンの停戦合意の完全な履行も不可欠です。

引き続き、G7や国連を始めとする関係国、機関と緊密に連携しながら、事態の早期沈静化、人道状況の改善、そして中長期的な地域の平和と安定の確立に向け、外交努力を重ねてまいります。

(地域外交の推進)

多様化する国際社会において、グローバルサウスとの連携も極めて重要です。特に、アフリカとの関係については、本年8月に横浜で開催する第9回アフリカ開発会議、TICAD9の機会も捉え、これまでの日本の取組を土台に様々な課題への解決策を共に創り上げるべく、取り組んでまいります。ODAやOSAも活用し、丁寧な対話を通じたきめ細やかな外交を進め、ODAについては、民間資金動員の促進などの新しい仕組みを導入してまいります。

海上交通の要衝であり世界の成長センターである東南アジアとの連携を進めるとともに、太平洋島嶼国との間でも、そのニーズを踏まえた協力を強化してまいります。

また、中南米外交イニシアティブに基づく中南米諸国との協力を強化してまいります。

(文化・人的交流の促進)

国際社会の平和と安定のためには、国家間のみならず、人と人の交流による相互理解の促進が重要です。各国との人的交流を一層推進するとともに、文化外交を精力的に展開し、対日理解の促進に注力してまいります。

(経済外交)

日本経済の成長や地方創生に貢献すべく、日本企業の海外展開、日本産食品の輸出拡大、対日直接投資の推進を後押ししてまいります。在外公館では、公館長自ら先頭に立ち、経済広域担当官や日本企業支援担当官も活用して日本企業をバックアップする

とともに、対日直接投資を促進してまいります。

そして、2025年大阪・関西万博、2027年国際園芸博覧会の成功に向けた取組を推進してまいります。

ルールに基づく自由で公正な経済秩序の維持拡大も重要です。多角的貿易体制の一層の強化のためのWTOの改革、CPTPPを始めとする経済連携協定の推進、安全、安心で信頼できるAIの実現や、信頼性のある自由なデータ流通、DFFTの推進を含む新興分野での国際的なルール作りに取り組んでまいります。

(多国間外交の推進)

本年、国連が創設80周年を迎える中、分断や対立が深刻化する国際社会を融和と協調に導くべく、安保理改革を含め、国連の機能強化に取り組んでまいります。

女性・平和・安全保障、いわゆるWPSに関する国連加盟国ネットワークの2025年共同議長国として、人権や女性参画に根ざした外交を引き続き推進してまいります。

核軍縮・不拡散については、NPT体制を維持強化し、核兵器のない世界の実現に向けた現実的で実践的な取組を行ってまいります。

ALPS処理水の海洋放出の安全性については、IAEAと緊密に連携し、科学的根拠に基づき、高い透明性

をもって国内外に丁寧に説明し、理解を得てまいります。

(地球規模課題の解決)

気候変動、国際保健、防災といった地球規模課題については、人間の安全保障の理念の下、2030年までのSDGsの達成に向けて、取組を加速してまいります。また、ポストSDGsを見据えての国際的なルール形成を主導します。国際機関における邦人職員の活躍も一層後押ししてまいります。

(外交・領事実施体制の抜本的強化)

これらの取組に向けて、人的体制の強化、財政基盤の充実、業務の合理化、DXや働き方改革の推進など、外交・領事実施体制の抜本的強化に取り組んでまいります。また、緊急事態対応や邦人保護、情報保全対策などに万全を期すため、在外公館の強靱化を推進します。

(結語)

以上の所信の下、我が国がこれまで平和国家として築いてきた国際社会からの信頼の土台の上に、対話と協調の外交を戦略的かつ精力的に進めてまいります。

議員各位、そして国民の皆様のご理解と御協力を心よりお願い申し上げます。

(3) 加藤財務大臣の財政演説

令和7年度予算の御審議に当たり、財政政策の基本的な考え方について所信を申し述べますとともに、予算の概要を御説明申し上げます。

(日本経済の現状と財政政策の基本的な考え方)

日本経済は、33年ぶりの高水準の賃上げと過去最大規模の設備投資が実現するなど明るい兆しが見られており、これを確かなものとし、賃金上昇が物価上昇を安定的に上回り、賃上げと投資が牽引する成長型経済を実現していく必要があります。

こうした中、全ての世代の現在及び将来にわたる賃金、所得の増加を最重要課題とし、省力化投資支援等の賃上げ環境の整備や成長分野における投資促進などにより、生産性や付加価値を高め、安定的に賃金、所得が増えていくメカニズムを構築してまいります。そのため、日本経済、地方経済の成長、物価高の克服及び国民の安心、安全の確保を柱として閣議決定した国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策と、その裏付けとなる令和6年度補正予算を迅速かつ適切に執行するとともに、令和7



加藤財務大臣の財政演説（第217回国会）

年度予算、そして令和7年度税制改正を着実に実行に移していく必要があると考えております。

同時に、財政は国の信頼の礎であり、我が国を取り巻く諸課題に的確に対応するため、歳入歳出両面の改革を着実に推進し、日本の信用や国民生活を守るための財政基盤を平時より備えることが不可欠です。日本の財政は、債務残高対GDP比が世界最悪の水準にあるなど、引き続き厳しい状況にあることも踏まえ、経済財政運営と改革の基本方針2024で示された経済・財政新生計画の枠組みの下、早期のプライマリーバランス黒字化実現を含め、財政健全化に取り組んでまいります。

このように、経済あつての財政との考え方の下、力強く経済再生を進める中で財政健全化も実現し、経済再生と財政健全化の両立を図ってまいります。

(令和7年度予算及び税制改正の概要)

続いて、令和7年度予算及び税制改正の概要を御説明申し上げます。

令和7年度予算では、官民連携のもとでのAI、半導体分野の投資促進やGX投資促進の実施、こども未来戦略に基づく子育て支援の本格実施、防衛力の抜本強化の着実な実施といった、複数年度で計画的に取り組むこととしている重要課題への対応のほか、地方創生交付金の倍増や内閣府防災担当の予算、定員の倍増など、重要政策に予算を重点的に配分しています。

あわせて、公務員、教職員、保育士の給与改善や物価動向の反映などを行いつつ、政策的予算を適切に確保するなど、経済財政運営と改革の基本方針2024に基づき、経済、物価動向等に配慮しつつ、これまでの歳出改革努力を継続しています。

一般歳出につきましては約68兆2,500億円であり、これに地方交付税交付金等約19兆800億円及び国債費約28兆2,200億円を加えた一般会計総額は、約115兆5,400億円となっており、前年度当初予算に対し約2兆9,700億円の増額となっております。

一方、歳入につきましては、租税等の収入は78兆4,400億円、その他収入は約8兆4,500億円を見込んでおります。また、公債金は、平成20年度以来、17年ぶりに30兆円を下回る約28兆6,500億円であり、前年度当初予算に対し約6兆8,000億円の減額となっております。

次に、主要な経費について申し述べます。

社会保障関係費につきましては、薬価改定により、創薬イノベーションの推進や医薬品の安定供給の確保にも対応しつつ国民負担を軽減しております。ま

た、高額療養費制度の見直しにより、制度のセーフティーネットとしての持続可能性を確保しつつ現役世代を含む保険料負担を軽減するなど、様々な改革努力を積み重ねております。さらに、こども未来戦略に基づくこども・子育て支援加速化プランの取組を本格的に進めていくために必要な予算を確保いたしました。これらを含め、経済、物価動向等に配慮しつつ、社会保障関係費の実質的な伸びを高齢化による増加分におさめるとの方針に沿った姿を実現しております。

文教及び科学振興費につきましては、教師を取り巻く環境整備のため、学校における働き方改革を進めるとともに、教職員の給与及び定数について必要な措置を講じるほか、科学技術立国の観点から、AI、量子等の重要分野の研究開発を戦略的に推進するとともに、国際性の高い研究や若手研究者への支援を強化することとしております。

地方財政につきましては、地方の一般財源総額を適切に確保しつつ、臨時財政対策債の発行額を制度創設以来初めてゼロとするとともに、交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金償還額を増額するなど、地方財政の健全化を図ることとしております。

防衛関係費につきましては、厳しい安全保障環境の中で、防衛力整備計画に基づき、防衛力の強化を着実に進めるとともに、引き続き、防衛力を安定的に維持するための財源を確保することとしております。

公共事業関係費につきましては、能登半島地震等の教訓を踏まえた制度改正や、規制、誘導手法の活用といったハード、ソフト一体となった取組などにより、防災・減災、国土強靱化を推進するとともに、地方創生や生産性向上に向けたインフラ整備等についても重点的に取り組んでいくこととしております。

経済協力費につきましては、気候変動等のグローバルな課題解決や、台頭するグローバルサウス諸国との関係強化の観点から、ODAを効果的に実施していくこととしております。

中小企業対策費につきましては、価格転嫁対策、経営改善、事業承継支援など、持続的な賃上げに向けた環境整備等に取り組むこととしております。

エネルギー関係予算につきましては、エネルギー対策特別会計において、GX経済移行債を発行し、カーボンニュートラル目標の達成に必要な民間のGX投資を支援するとともに、AI・半導体産業基盤強化フレームに基づき、次世代半導体の量産化に向けた金融支援等を実施することとしております。

農林水産関係予算につきましては、食料・農業・農村基本法の改正を踏まえ、食料安全保障の強化等に資する施策の充実強化を図るとともに、林業、水産業の成長産業化に向けた生産基盤の強化、資源管理等に取り組むこととしております。

東日本大震災からの復興につきましては、第2期復興・創生期間の最終年度において必要な復興施策を確実に実施するため、令和7年度東日本大震災復興特別会計の総額を約6,600億円としております。

能登半島地震、豪雨災害からの復旧復興につきましては、引き続き、被災者の生活、生業の再建支援やインフラ復旧などの被災地のニーズに切れ目なく対応してまいります。

令和7年度財政投融资計画につきましては、成長型経済への移行に向けた取組を進めるため、総額約12兆1,800億円としております。

国債管理政策につきましては、金融市場の状況に変化が見られる中で、市場との対話に基づき、引き続き安定的な国債の発行に努めてまいります。

令和7年度税制改正では、まず、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点から、所得税の基礎控除の控除額等の引上げ及び大学生年代の子等に係る新たな控除の創設を行います。また、

成長意欲の高い中小企業の設備投資を促進し地域経済に好循環を生み出すために、中小企業経営強化税制を拡充するとともに、国際環境の変化等に対応し、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置や外国人旅行者向けの免税制度の見直し等を行います。

(むすび)

以上、財政政策の基本的な考え方と、令和7年度予算及び税制改正の概要について御説明申し上げます。

これまでのデフレ脱却に向けた様々な政策、そして国民の皆さんや各企業といった各層での御努力の結果として、我が国の経済状況は改善してきております。今は、この明るい兆しを本格的な足取りとし、コストカット型経済から高付加価値創出型経済への移行を実現できるかの重要な時期を迎えております。

そのため、本予算及び関連法案の一刻も早い成立が必要であります。

本予算及び関連法案が現下の我が国の経済社会に果たす役割に御理解を賜り、何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同いただくとともに、財政政策について、国民の皆様及び議員各位の御理解と御協力を切にお願い申し上げます。

(4) 赤澤経済財政政策担当大臣の経済演説

【1 はじめに】

石破総理は、施政方針演説において、危機管理を確立し、賃上げと投資が牽引する成長型経済を実現するとともに、人財尊重を基軸として、楽しさを実現できる、バランスの取れた国づくりを目指すという決意を明らかにされました。我が国は、かつて、強さや豊かさを追求し幾多の国難を乗り越えてきましたが、直面する人口減少に伴う諸課題に対応するためには、新たに、国民一人一人にとっての楽しさという価値を重視する社会づくりが求められています。

私は、こうした認識の下、全ての国民の皆様が安心、安全と楽しさを実感できる新しい日本を創ることを目指し、経済財政政策担当大臣として、所信を申し述べます。

【2 経済の現状認識と当面の経済財政運営】

(経済の現状認識)

我が国経済は、現在、600兆円超の名目GDP、33年ぶりの高い水準となった賃上げが実現するなど、成長と分配の好循環が動き始めています。その一方、



赤澤経済財政政策担当大臣の経済演説
(第217回国会)

物価高が継続する中で、消費は力強い回復には至っておらず、あらゆる経済主体がデフレマインドを払拭して、コストカット型経済から脱却し、賃上げと投資が牽引する成長型経済に移行できるかどうかの分岐点にあります。

(当面の経済財政運営)

こうした中、昨年11月には、国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策を取りまとめました。日本経済、地方経済の成長、物価高の克服及び国民の安心、安全の確保という3本の柱の取組を実行します。その裏付けとなる令和6年度補正予算を速やかに執行するとともに、これと一体的に編成した令和7年度予算を着実に実行に移し、切れ目のない経済財政運営を推進します。

このような当面の経済財政運営の効果も勘案し、令和7年度の我が国経済は、実質で1.2%程度、名目で2.7%程度の成長を見込みます。

【3 日本経済・地方経済の成長】

経済対策の3本の柱に沿って、具体的な取組を申し述べます。

第1の柱は、全ての世代の現在及び将来にわたる賃金、所得を増やす日本経済、地方経済の成長です。

(賃上げ環境の整備)

まず、足元の賃上げに向けた環境の整備についてです。地域の中堅・中小企業を含め、物価上昇を上回る賃上げを普及、定着させるため、人への投資、価格転嫁等の取引適正化、DX等の省力化投資等を通じた生産性向上や経営基盤の強化に資する事業承継、M&Aの支援に取り組みます。

最低賃金の引上げを後押しし、2020年代に全国平均1,500円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続します。このため、今後の中期的な引上げ方針について、政労使の意見交換において議論を行い、本年春までに、最低賃金の引上げに向けた対応策を取りまとめます。

全世代にわたるリスクリング、ジョブ型人事の導入や労働移動の円滑化からなる三位一体の労働市場改革を推進します。

賃上げ原資の確保に資する価格転嫁は一定程度進捗し、人件費の比率が高いサービスの価格も上昇してきています。価格転嫁を更に徹底するため、発注者、受注者間の取引の実態調査の結果等を踏まえ、公正取引委員会を中心として、下請代金支払遅延等防止法の執行を強化するとともに、コストが上昇する中での価格の据置き等の不適切なケースに対応するため、今国会に同法の改正案を提出します。

(地方創生2.0)

地方創生は、楽しい日本を実現するための政策の核心です。賃金、所得の増加を全国津々浦々に波及させるとともに、元気な地方から元気な日本をつくる試みを全国的に広げていくため、今後10年間集中的に取り組む基本構想を策定した上で、地方創生2.0を展開することとし、それに先立ち、令和7年度の地方創生の交付金は、本年度比で倍増となる2,000億円を計上しました。

地域の産官学金労言が連携し、知恵と情熱を活かして潜在力を引き出そうという取組として、例えば、ウェブ3、ブロックチェーン技術、NFTといったデジタル技術を活用し、地域資源のアナログの価値を大幅に高め、新たな需要創出につなげる取組を後押しします。

地方創生2.0では、かつての優良な取組事例が特定の地域という点にとどまったという反省も踏まえ、今後、面的な広がりを生み出すため、地方イノベーション創生構想及び広域リージョン連携を推進します。これらに、若者や女性にも選ばれる地方づくり、産官学の地方移転と創生及び新時代のインフラ整備を合わせ、5本の柱からなる令和の日本列島改造として、大胆な変革を起こしてまいります。

(「投資立国」及び「資産運用立国」の実現)

将来の賃金、所得を増やすため、成長分野において、思い切った官民連携の投資が行われる投資立国に向けた取組と合わせ、貯蓄から投資への流れを確実なものとし、国民の資産形成を後押しする資産運用立国の取組を推進し、我が国経済を高付加価値創出型の成長型経済へと転換してまいります。

科学技術の振興、イノベーションの促進、GXやAI、半導体に関する国内投資の促進、宇宙、海洋分野のフロンティア開拓に取り組むほか、スタートアップへの支援を充実します。特に、我が国が再び世界の半導体市場を牽引できるよう、ラピダスを始め、未来に挑戦する半導体産業を強力に支援します。また、NISAやiDeCoの充実等を進めてまいります。

(海外の経済活力の取り込み及び経済連携の推進)

私は、1月21日に開催されたダボス会議において、人口減少下にある我が国は、人手不足に直面する一方で、諸外国のように失業率の上昇を心配することなく、賃上げや生産性向上に注力できる。政治においても、少数与党の状況では、むしろ、幅広い国民の皆様との納得と共感が得られる政策を導き出すことができる。正に、ピンチをチャンスに変える絶好機を迎える日本は大いに今後買いである、そして、内外

の要人に対し、本年開催される大阪・関西万博に多くの方々に御来場いただきたいと訴えてまいりました。

海外の経済活力を取り込むため、対日直接投資の拡大に強力に取り組みます。あわせて、農林水産品の輸出や中小企業の海外展開を促進するほか、諸外国との経済連携を強化します。特に、自由貿易や開かれた競争的市場、ルールに基づく貿易システム及び経済統合を更に促進していく上で大きな意義を有するCPTPPについては、コスタリカの加入交渉や協定内容の見直し等を通じ、自由で公正な経済秩序の維持拡大に向け、引き続き、我が国としてイニシアチブを発揮してまいります。

【4 物価高の克服】

第2の柱は、誰一人取り残されない形で、成長型経済への移行に道筋をつける物価高の克服です。

当面の措置として追加的に実施する低所得世帯への給付金の支援については、多くの市区町村で給付に向けた手続きを進めていただいているところです。給付事務を担う市区町村には、支援を迅速にお届けできるよう、一層のお力添えをよろしく願います。

LPガスや灯油を使用する生活者や事業者、医療、介護、保育施設等への支援、学校給食費の支援など、地域の実情に応じたきめ細かい物価高対策を引き続き講じてまいります。

【5 国民の安心・安全の確保】

第3の柱は、成長型経済を支える国民の安心、安全の確保です。

梨の一大産地である鳥取県では、その生産に必要な花粉を輸入に依存せず、自ら花粉専用樹を計画的に育成してきました。その結果、果樹に大きな被害をもたらす火傷病の世界的な感染拡大を受け、発生国産の花粉の輸入が禁止されても、梨の生産を安定的に継続することができただけでなく、花粉の調達に困難な他産地にも供給し、それらの生産を支えました。これは、鳥取県が我が国の食料安全保障にも寄与した危機管理の取組事例ですが、私は、平時からの備えを万全にしておくことは、成長型経済への移行に向けた必須の条件であると考えます。

（防災・減災・国土強靱化）

東日本大震災、令和6年能登半島地震等の自然災害からの復旧復興、避難所環境の整備など、防災・減災、国土強靱化の取組を推進します。人命、人権最優先の防災立国を実現するため、令和7年度には、内閣府防災担当の機能を予算、人員の両面から抜本的

に強化することとしました。その上で、災害発生時の司令塔機能を更に強化するとともに、防災業務の企画立案機能を飛躍的に高め、平時から万全の備えを行う本気の事前防災に取り組むため、令和8年度中の防災庁設置に向け、準備を加速してまいります。

（全世代型社会保障・少子化対策）

今後、本格的に人口減少が進み、超高齢社会に入っていく中にあるのは、国民の皆様が安心していただける社会保障制度を構築することが不可欠です。現役世代の負担を軽減するため、若者、子育て世代への支援を強化するとともに、増加する社会保障給付を重点化、効率化しつつ、能力に応じて皆で支え合う仕組みを構築してまいります。

女性や高齢者の皆様も含めて、全ての国民が意欲や能力に応じて楽しく働き続けることが可能となれば、生涯所得が増えるほか、健康寿命の延伸や幸福度の向上につながることも期待されます。働き方に中立的な社会保障制度とすることによって、必要な労働力を確保しつつ、支え手を増やします。

こうした方向性の下、全世代型社会保障を構築するための改革工程に掲げられた具体的な改革項目について、被用者保険の更なる適用拡大など、実現できるものから着実に実施します。また、少子化への対応は地方創生と表裏一体をなすものであり、若者や女性にも選ばれる地方を構築してまいります。

【6 経済財政運営の基本的考え方（経済の再生と財政健全化）】

ここまで申し述べた対応を含め、引き続き、経済あつての財政との考え方の下、経済財政運営を推進してまいります。

本年1月の中長期の経済財政に関する試算では、2025年度の国、地方のプライマリーバランスは黒字化しないものの、2001年度に目標に掲げた以降、最も赤字幅が縮小する見通しを示しました。財政状況は、着実に改善しています。潜在成長率の引上げに重点を置いた対応を進めるとともに、歳出歳入両面の改革を継続します。経済・財政新生計画の枠組みの下、骨太方針2025において、早期のプライマリーバランス黒字化の実現を含め、今後の財政健全化に向けた取組を示してまいります。

【7 むすび】

私は、人口が全国で最も少ない地元鳥取県からの地方創生を実現したいと考えています。先の総選挙でも、最低賃金の近傍で働き、年収が200万円に満たないと見られる地元の若者やシングルマザーの方々から、暮らしていけるようにしてくださいという差

し迫った要望をいただきました。

生活保護を受けずに働くという決断をしてくださったにもかかわらず、明日の心配なく暮らしていけないという現状を必ず変える。これは政治の重大な使命だと思っております。地方創生の取組によって地域の稼ぐ力を高めるとともに、鳥取県を含む最低賃金が低い多くの地域はもとより、全都道府県の水準を引き上げ、全ての働く国民の皆様が明日の心配のない生活を営めるようにしたい。働くことができない国民の皆様もしっかりお支えしたい。そういう強い思いを持って、今日まで政治活動を続けてまい

りました。

私は現在、石破内閣において、現行憲法下初の賃金向上担当大臣を拝命しています。人手不足が常態化する中であって、最低賃金を2020年代に全国平均で1,500円まで引き上げるとともに、地域間の格差を是正する。私に切実な声をお寄せくださった方々とのお約束を果たすためにも、この目標の達成に向け、全力で取り組んでまいります。

国民の皆様、議員各位の御理解と御協力をよろしくお願いをいたします。

(5) 国務大臣の演説に対する質疑要旨

国務大臣の演説（1月24日）に対する質疑は、27日に野田佳彦君（立憲）、森山裕君（自民）、亀井亜紀子君（立憲）及び前原誠司君（維新）が行い、28日には重徳和彦君（立憲）、西岡秀子君（国民）、斉藤鉄夫君（公明）、大石あきこ君（れ新）及び田村智子君（共産）が行った。

質疑の主なものは、次のとおりである。

（外交・安全保障）

- ① 「日米首脳会談及びトランプ新政権の経済政策の我が国への影響」に関する質疑に対して、「日米同盟は我が国の外交、安全保障政策の基軸であり、トランプ新政権との間では、できるだけ早い時期に日米首脳会談を実現し、率直に議論を行い、強固な信頼、協力関係を構築し、日米同盟を更なる高みに引き上げていきたい。関税などをめぐる米国新政権による政策については、今後の米国の動向も含め、慎重に分析、評価していく必要がある、今後明らかになる措置の具体的な内容及び我が国への影響を十分に精査した上で、適切に対応していく」旨の答弁があった。
- ② 「米国のWHOやパリ協定からの離脱の影響と日本の対応」に関する質疑に対して、「政府としては、国際社会が協力して保健に関する課題や気候変動問題に対応することが重要であると考えている。今般の米国の決定の影響については、今後の米国の動向も含め、慎重に分析、評価していく必要がある、我が国としては、引き続き、米国を含む各国と連携し、これらの諸課題に取り組んでいく」旨の答弁があった。
- ③ 「日中関係」に関する質疑に対して、「中国との間では、習近平国家主席とも確認した戦略的互惠関係を包括的に推進するとともに、建設的かつ安定的な関係の構築を双方の努力で進めていくこ



野田佳彦君（立憲）

とが日本政府の方針である。この大きな方向性の下で、首脳レベルや、日中与党交流協議会のような政党間のものも含め、あらゆるレベルで幅広い分野において意思疎通をより一層強化し、課題と懸案を減らし、協力と連携を増やすべく、共に取り組んでいきたい」旨の答弁があった。

- ④「中国が東シナ海の日本の排他的経済水域（EEZ）に設置したブイ」に関する質疑に対して、「中国側に対しては、これまで、首脳レベル、外相レベルを始め、様々なレベルでブイの即時撤去を強く求めてきたところ、令和6年12月、与那国島南方の我が国EEZ内で新たにブイが確認されたことは極めて遺憾である。政府としては、現場海域での情報収集を始め様々な角度から調査、分析を行うとともに、ブイの即時撤去を、あらゆるレベルで引き続き中国側に対し強く求めていく」旨の答弁があった。
- ⑤「拉致問題」に関する質疑に対して、「北朝鮮に対しては、金正恩委員長への呼びかけを含め、これまでも様々なルートを通じて様々な働きかけを行っているところである。日朝平壤宣言の原点に立ち返り、全ての拉致被害者の一日も早い帰国を実現するとともに、北朝鮮との諸課題を解決するため、私自身の強い決意の下、総力を挙げて最も有効な手だてを講じていく」旨の答弁があった。
- ⑥「北朝鮮の非核化」に関する質疑に対して、「北朝鮮による核・ミサイル開発は、我が国及び国際社会の平和と安全を脅かすものであり、断じて容認はできない。米韓を始めとする国際社会とも協力しながら、関連国連安保理決議の完全な履行を進め、北朝鮮の核・弾道ミサイル計画の完全な廃棄を求めていく」旨の答弁があった。
- ⑦「核兵器禁止条約及びアジアの多国間外交」に関する質疑に対して、「核兵器禁止条約に関する対応については、これまでオブザーバー参加をした国々の状況も踏まえながら、注意深く検証を進めている。様々な要素やこれまでの経緯の検証の結果を総合的かつ注意深く考慮しつつ、第3回締約国会合への対応について適切に判断する。アジア諸国との間で安全保障や経済を含め幅広い分野において重層的な関係を構築していくことは極めて重要であり、今後、与党内でも議論を深め、それを踏まえ、政府として地域外交をより一層強力に推進していくことが有益であると考え」旨の答弁があった。
- ⑧「戦略的な経済外交の推進」に関する質疑に対して、「ルールに基づく自由貿易体制の維持拡大は我が国の経済外交の柱であり、世界で保護主義や内向き志向が強まる中、我が国が自由貿易の旗振り役としてリーダーシップを発揮することは、ますます重要となっている。こうした観点から、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTTP）の加入拡大への対応は重要であり、戦略的観点や国民の理解も踏まえつつ進めていく。地域的な包括的経済連携（RCEP）協定についても、透明性のある協定の履行確保等にしっかりと取り組む」旨の答弁があった。
- ⑨「ウクライナ情勢」に関する質疑に対して、「我が国は、クリミアを含むウクライナの主権及び領土一体性を一貫して支持している。ロシアによる侵略を終わらせ、一日も早くウクライナにおける公正かつ永続的な平和を実現すべく、引き続き、国際社会と緊密に連携して取り組んでいく」旨の答弁があった。
- ⑩「ガザ地区における人道、復興支援等での日本の役割」に関する質疑に対して、「引き続き当事者に対する働きかけを行うとともに、関係国、関係機関とも緊密に連携しながら、喫緊の人道支援に加え、中長期的な復旧復興支援においても積極的な役割を果たす決意である。ガザ傷病者への

医療支援、いわゆるメディカルエバキュエーションについても、早期に実現すべく、関係国等との調整を進めていく」旨の答弁があった。

- ⑪「防衛力の強化及び財源確保」に関する質疑に対して、「防衛力整備計画の43兆円程度という規模は、戦後最も厳しく複雑な安全保障環境の中で、防衛力の抜本的強化に必要な水準として積み上げたものである。引き続き、国家安全保障戦略などに基づき、防衛力の抜本的強化を着実に進めていく考えであり、国民の理解が得られるように、今後とも丁寧な説明に努めていく。また、防衛力の強化が、国民の命、暮らしを守るためのものであることを踏まえ、税制措置については、所得税も対象とされた。令和5年度税制改正大綱等の基本的方向性を踏まえつつ、引き続き検討されるものと考えている」旨の答弁があった。
- ⑫「自衛官の処遇改善」に関する質疑に対して、「自衛官が充足されていないことは極めて深刻な課題である。令和6年に関係閣僚会議で取りまとめた基本方針に基づき、30を超える手当等の新設、金額の引上げなど、過去に例のない取組を令和7年度から実現する」旨の答弁があった。
- ⑬「普天間飛行場の返還や日米地位協定の改定等」に関する質疑に対して、「普天間飛行場については、辺野古移設が唯一の解決策であるという方針に基づき着実に工事を進めていくことが、一日も早い全面返還を実現し、危険性を除去することにつながるものと考えている。引き続き、基地負担の軽減に全力で取り組むとともに、沖縄経済の構造改革に向けて支援を継続していく。地位協定については、自由民主党で、アジアにおける安全保障のあり方特命委員会が設置され、議論が行われており、その議論を踏まえつつ、日米同盟の抑止力、対処力を強化するとともに、在日米軍の信頼性、同盟の強^{じん}韌性、持続性を高めていくという観点から検討し、適切に判断していく」旨の答弁があった。
- ⑭「経済安全保障の更なる強化」に関する質疑に対して、「令和6年5月に成立した重要経済安保情報保護活用法の円滑な施行とともに、サプライチェーンの強^{じん}韌化など、経済安全保障推進法の着実な実施と不断の見直しを進めていく。さらに、国民生活や経済活動を支える重要な産業が抱えるリスクの点検、技術流出対策、政府の経済安全保障の推進体制の強化など国家安全保障戦略等に掲げられたものについても不断の検討が必要だと考えている。民間企業とも協調しながら、国家のみならず国民の命と暮らしの安全を確保するとともに、我が国の経済成長も確実なものとするように、しっかりと経済安全保障の強化に取り組む」旨の答弁があった。
- ⑮「能動的サイバー防御の実現に向けた取組及び生成AIの適正利用」に関する質疑に対して、「国、重要インフラなどに対するサイバー攻撃を排除するため、能動的サイバー防御を可能とする法律案を第217回国会に提出する。この法律案においては、我が国のサイバー安全保障分野の政策を一元的に総合調整する新たな組織を設置する方向で現在検討を進めているところ、サイバー安全保障を強化するための人員や予算についても併せて措置をする」旨の答弁があった。
- ⑯「外国人の土地取得の規制」に関する質疑に対して、「令和4年に施行された重要土地等調査法には、施行後5年を経過した時点での見直しの規定も置かれていることから、政府としては、法の執行状況や安全保障をめぐる国内外の情勢などを見極めた上で、更なる対応の在り方について検討していきたい」旨の答弁があった。

（財政・税制）

- ①「財政健全化」に関する質疑に対して、「金利のある世界となる中、大災害や有事に備えた財政余

力を確保する観点も踏まえ、経済・財政新生計画の枠組みの下、令和7年の骨太方針において、早期の基礎的財政収支の黒字化実現を含め、今後の財政健全化に向けた取組を示す」旨の答弁があった。

②「独立財政機関の設置」に関する質疑に対して、「独立財政機関を国会に設置すべきという提案に関し、国会の在り方については国会において議論すべきものとする。その上で、政府としては、経済財政諮問会議において、専門的、中立的な知見を有する学識経験者なども参画する形で、経済財政の見直しを含めて経済財政運営について議論を行っており、引き続き、この体制の下で適切に政策運営を行っていく」旨の答弁があった。

③「令和7年度予算」に関する質疑に対して、「令和7年度予算は、コストカット型経済から高付加価値創出型経済への確実な移行とともに、我が国が直面する構造的な変化への的確な対応や、国民の安心、安全の確保のためのものである。政府としては、多くの賛同が得られるよう、予算に盛り込んだ各施策について丁寧に説明を尽くしていく」旨の答弁があった。

④「公正な税制の在り方」に関する質疑に対して、「公正な税制としての個人所得課税の課税最低限については、生計費だけではなく、公的サービスを賄う費用を広く分かち合う必要性などを総合的に考える必要がある」旨の答弁があった。

⑤「いわゆる103万円の壁の引上げの財源」に関する質疑に対して、「今回の基礎控除の額や給与所得控除の最低保障額をそれぞれ10万円ずつ引き上げることについては、令和7年度与党税制改正大綱において、物価調整を行うものであることから、特段の財源確保措置を要しないと整理した。仮に今後、これを超える恒久的な見直しが行われる場合の財政影響分については、同大綱において、歳入歳出両面の取組により、必要な安定財源を追加的に確保するための措置を講ずるものと承知している」旨の答弁があった。

⑥「消費税」に関する質疑に対して、「急速な高齢化等に伴い社会保障給付費が大きく増加する中、消費税は全世代型社会保障制度を支える重要な財源であると位置付けられており、引下げを行うことは適当ではないと考える」旨の答弁があった。

⑦「インボイス制度」に関する質疑に対して、「複数税率の下で課税の適正性を確保するために必要な制度であり、廃止することは考えていない。経過措置などについては、あくまでインボイス制度の円滑な導入や定着を図るために設けられているものであり、その延長などについては、このような目的なども踏まえて、慎重に検討する必要があると考える。事業者からの相談に引き続き丁寧に対応していく」旨の答弁があった。



森山裕君（自民）

⑧「ガソリン税」に関する質疑に対して、「令和6年12月、自由民主党、公明党、国民民主党の3党の幹事長間において、いわゆるガソリンの暫定税率は廃止する、具体的な実施方法等については引き続き関係者間で誠実に協議を進めるとの合意がなされている。令和7年度与党税制改正大綱においても、引き続き政党間で真摯に協議を行うとされ、政府としては、その結果を踏まえた上で適切に対応していく」旨の答弁があった。

(賃上げ)

①「暮らしにゆとりを感じられる経済の実現」に関する質疑に対して、「我が国の持続的な成長のためには、賃金が上がり、家計の購買力が上がることで消費が増え、その結果、物価が適度に上昇し、それが企業の売上げ、業績につながり、新たな投資を呼び込み、企業が次の成長段階に入り、また賃金が上がるという好循環が必要である。こうした好循環の実現に向け、賃上げこそが成長戦略の要との認識の下、物価上昇に負けない賃上げを起点として、国民の所得と経済全体の生産性の向上を図っていく」旨の答弁があった。

②「物価高の所得階層ごとへの影響とその対策」に関する質疑に対して、「消費支出に占める食料品やエネルギーの割合は収入が低い世帯ほど高い傾向にあり、食料品などの価格上昇の影響を受けやすいと認識している。物価上昇に負けない賃上げの実現に向けて、日本全体で賃金が上が



亀井亜紀子君（立憲）

っていく環境をつくっていくことが基本であるが、賃上げの効果が出るまでの間にも、総合経済対策で決定した施策を迅速に執行する」旨の答弁があった。

③「中小企業の賃上げ」に関する質疑に対して、「多くの中小企業が利益を上げ、物価上昇に負けない賃上げを実現するためには、取引の上流から下流まで、適切な価格転嫁や生産性向上を実現することが極めて重要である。協議に応じない一方的な価格決定の禁止などを盛り込んだ下請法改正案の提出など、日本全体で賃金が上がっていく環境をつくり出していく」旨の答弁があった。

④「賃上げと設備投資」に関する質疑に対して、「我が国では、設備投資や雇用、賃上げの促進などを目的に、累次にわたり法人税率を引き下げてきたが、大企業を中心とした高水準の企業収益の一方で、賃金や投資は伸び悩み、内部留保が増加しているものと認識している。政府としては、賃金が上がり、家計の購買力が上がることで消費が増え、その結果、物価が適度に上昇し、それが企業の売上げ、業績増につながり、新たな投資を呼び込み、企業が次の成長段階に入り、また賃金が上がるという好循環の実現が重要だと考える」旨の答弁があった。

⑤「内部留保と賃上げ」に関する質疑に対して、「物価上昇に負けない賃上げの実現のためには、企業が過度に内部留保を現預金として保有するのではなく、賃上げ、人への投資、設備投資などに効果的に活用することが重要である。令和6年11月の政労使の意見交換において、約30年ぶりの

高い水準となった令和6年の勢いで、令和7年の春季労使交渉においても大幅な賃上げを行うことへの協力を要請し、最低賃金を引き上げていくための対応策の策定を関係閣僚に指示した。賃上げができるよう、多くの中小企業が利益を上げることができるように、適切な価格転嫁や生産性向上を実現し、人材、経営基盤を強化する事業承継やM&Aを後押しする」旨の答弁があった。

(経済)

①「官民連携による付加価値の創出」に関する質疑に対して、「科学技術・イノベーション基本計画の改定を進め、AI、量子、バイオ、宇宙、フュージョンなどの戦略分野での投資を促していく。経済界と国内投資拡大のための官民連携フォーラムを開催し、新たな国内投資目標を示すとともに、規制改革の検討を進め、大胆な国内投資促進策を具体化することを通じ、投資立国の取組を強化する」旨の答弁があった。

②「インパクト投資」に関する質疑に対して、「近年、一定の投資収益を確保しつつ社会、環境的効果の実現を目指すインパクト投資が注目を集めており、政府としても、基本的な考え方をまとめた指針を公表するなど、その促進に向けて取り組んできた。今後も、官民の幅広い関係者が参画する協議の場において、地域の取組事例や投資手法のポイントを取りまとめるなど、インパクト投資の更なる普及、浸透に向けた取組を進めていく」旨の答弁があった。

③「自動車産業における諸課題」に関する質疑に対して、「引き続き国際競争を勝ち抜くために、GXについては、EVや合成燃料、水素など多様な選択肢を可能とするイノベーションを推進すること、DXについては、自動運転等を可能とするAI、半導体や、サイバーセキュリティの開発加速と社会実装を進める制度を整備すること、地政学的な環境変化に対しては、強靱なサプライチェーンの構築を官民連携して進めていくことが重要であると考えている」旨の答弁があった。

④「南鳥島沖の海底資源開発」に関する質疑に対して、「鉱物資源のほぼ全量を海外に依存している我が国にとって、EEZ等に存在する海洋資源は、商業化がなされれば、我が国の自給率の向上に資する貴重な国産資源である。海洋基本計画に基づき、南鳥島沖のEEZ内の海洋資源開発を進めており、今後も深海6,000m海域でのレアアース泥の採鉱実証試験を行うなど、取組を拡充していきたい」旨の答弁があった。

(社会保障)

①「社会保障への不安解消や訪問介護報酬等」に関する質疑に対して、「社会保障制度への不安には、少子高齢化に対する将来不安、保険料負担の上昇に対する不安があると考えており、誰もが年齢にかかわらず能力や個性を生かして支え合う全世代型社会保障の構築を、改革工程に沿って着実に進める」旨の答弁があった。



前原誠司君（維新）

- ②「高額療養費制度」に関する質疑に対して、「高齢化や高額薬剤の急速な普及などにより総額が年々増加する中で、セーフティーネットとしての役割を維持しつつ、低所得者への経済負担にも十分に配慮をしながら保険料負担の抑制にもつなげるための見直しを行う」旨の答弁があった。
- ③「企業における税と社会保障の負担」に関する質疑に対して、「法人税率を引き上げつつターゲットを絞った政策対応を実施するなど、メリ張りのある法人税体系を構築していくという与党税制改正大綱の考え方を踏まえて検討する。また、社会保険料については、医療や年金の給付を通じて労働者を支えるための責任として、事業主に応分の負担を求めていることを考慮する必要があると考える」旨の答弁があった。
- ④「中小企業の社会保険料」に関する質疑に対して、「中小企業に対して社会保険料の事業主負担を助成すべきとの提案については慎重な検討が必要である。中小企業に対しては、非正規雇用労働者を正社員に転換した事業主にはキャリアアップ助成金による支援のほか、賃上げが実現できるような適切な価格転嫁や生産性向上を支援する。社会保険の改革を着実にを行い、多くの賛同が得られるよう説明を尽くす」旨の答弁があった。
- ⑤「いわゆる年収の壁」に関する質疑に対して、「年収の壁・支援強化パッケージにおける支援策の更なる活用拡大に取り組むとともに、働き方に中立的な制度を構築する観点から、被用者保険の更なる適用拡大など、制度的な対応も含めた年金法改正案を取りまとめる」旨の答弁があった。
- ⑥「介護、障害福祉、幼稚園、保育分野における処遇改善」に関する質疑に対して、「介護、障害福祉分野について、令和6年度の報酬改定で措置した処遇改善加算の更なる取得促進に向けた要件の弾力化や、令和6年度補正予算に盛り込んだ生産性の向上や職場環境の改善など更なる賃上げに向けた支援を通じて、賃上げを進める。幼児教育、保育分野については、令和7年度予算において、幼稚園教諭、保育士などについて10%を上回る大幅な処遇改善を行うこととしており、引き続き、こども未来戦略に基づき、民間給与動向等を踏まえた更なる処遇改善に取り組む」旨の答弁があった。
- ⑦「訪問介護」に関する質疑に対して、「人手不足や燃料代などの高騰により、厳しい状況にあると認識している。令和6年度の介護報酬改定で措置した処遇改善加算の更なる取得促進に向けた要件の弾力化、令和6年度補正予算による賃上げに向けた支援や経験年数が短いヘルパーへの同行支援の強化、重点支援地方交付金による燃料代などの支援等、地域の特性や事業者の規模などに応じたきめ細かい対策を講じており、これを着実に進める」旨の答弁があった。
- ⑧「医療提供体制の強化」に関する質疑に対して、「2040年頃を見据えると、医療と介護の複合ニーズを抱える85歳以上の高齢者の増加や人口減少が更に進むことが見込まれており、限りある医療資源の中で、地域の実情に応じて、高齢者救急や在宅医療の需要に対応する持続可能な医療提供体制を確保することが必要である。地域医療構想について、入院だけでなく、外来、在宅医療、介護との連携や、人材確保なども含めた地域の医療提供体制全体の課題解決を図るものとして位置付けた上で、医療機関の役割分担や連携を更に推進し、医師偏在対策を総合的に推進するために必要な法律案を提出する」旨の答弁があった。
- ⑨「家庭医制度」に関する質疑に対して、「近年の疾病構造の変化等を踏まえれば、予防医療の推進も重要な課題であり、地域の身近な医療機関において日常的な診療などのかかりつけ医機能を担うことは重要である。令和5年の医療法改正において、医療機関から、かかりつけ医機能の有無

について報告を求めた上で、地域の関係者で協議をし、必要な機能を確保する仕組みを創設した。家庭医の登録制度とは異なるが、フリーアクセスを維持しつつ、かかりつけ医機能が適切に発揮されるよう、令和7年度からの実施に向けて取り組む」旨の答弁があった。

- ⑩「医薬品の供給不足、薬価制度の見直し」に関する質疑に対して、「薬価改定については、国民皆保険の持続性を考慮し、適時適切に実施することが重要だが、同時に、暮らしに欠かせない薬の安定供給確保の要請や、革新的な新薬の開発力を強化していく要請などにも応える必要がある。今回の改定においても、医薬品の安定供給の観点から、最低薬価の上げや不採算品の薬価の上げを行うこととしているが、仮に改定を実施しない場合には、こうした対応も適時に行うことができなくなるといった課題もある。診療報酬改定がない年の薬価改定については、創薬イノベーションの推進、医薬品の安定供給の確保、国民負担の軽減といった要請についてバランスよく対応する中で、その在り方について検討する」旨の答弁があった。
- ⑪「市販品類似の医薬品の保険適用の見直し」に関する質疑に対して、「医療保険制度の効率化、適正化に取り組むべきという問題意識は共有している。市販品類似の医薬品の保険給付の在り方については、令和5年末に取りまとめた改革工程において、令和10年度までに検討を行うべき項目として掲げており、患者に対する必要な保障が欠けることのないよう留意しながら、丁寧に検討を進める」旨の答弁があった。
- ⑫「カルテ情報の共有と医療の質の向上」に関する質疑に対して、「医療機関が作成するカルテの情報を医療機関の間で電子的に共有することは効率的かつ良質な医療の提供に資するため、医療機関などで必要な電子カルテ情報が共有、閲覧できるようにするための法律を整備することにより、本人も自身のマイナポータルで必要な医療情報を閲覧できるようになる。今後、医療現場の負担にも十分配慮しながら、仕組みの整備、普及を進める」旨の答弁があった。

(労働)

- ①「育児休業の取得支援」に関する質疑に対して、「男女共に気兼ねなく育児休業を取得でき、円滑に復職できるようにするためには、周りの社員を含めた職場環境の整備を進めていくことが重要である。中小企業に対する労務管理の専門家による個別の相談支援に加え、育休社員の業務をカバーする同僚にいわゆる同僚手当を支給する場合に、育休関係者1人につき最大140万円、育休中の代替要員の新規雇用を行った場合に最大67.5万円を支給する助成金を設けており、引き続き、職場環境の整備を促すとともに、制度の活用、普及促進に努める」旨の答弁があった。
- ②「就職氷河期世代への支援」に関する質疑に対して、「就職氷河期世代に対し、令和元年から、集中的に支援に取り組んできた。具体的には、支援ニーズを把握した上で、ハローワークの専用窓口における就職から職場定着支援までの一貫した支援、非正規雇用労働者を正社員化した企業に対する助成、引きこもり状態の者への相談対応など、きめ細かい支援を実施しており、着実に成果が得られてきているものと認識している。令和7年度以降は、就職氷河期世代を含め、幅広い中高年層を対象に効果的な支援を行うこととしており、引き続き、相談、リスキリングから就職、定着まで切れ目のない支援に取り組む」旨の答弁があった。
- ③「放送業界におけるセクハラ問題」に関する質疑に対して、「ハラスメントを防止し、労働者が安心して働くことができる職場環境を整備するため、男女雇用機会均等法に基づき、事業主は雇用管理上の措置を講じることが義務付けられている。一般論として、ハラスメント防止措置義務違

反が疑われる場合には、都道府県労働局において報告徴収を実施し、是正指導を行うなどの必要な対応を行っており、引き続き、法の適切な履行を確保していく」旨の答弁があった。

(子育て支援・教育)

- ①「教育国債の創設」に関する質疑に対して、「子供、子育て支援強化のための安定財源については、徹底した歳出改革などを通じて確保することとしている。教育国債については、安定財源の確保や財政の信認確保の観点から、慎重に検討する必要があると考えている」旨の答弁があった。
- ②「年少扶養控除及び児童扶養手当」に関する質疑に対して、「年少扶養控除については、所得控除から手当へという考え方の下、子ども手当の創設に伴い廃止されたという経緯も踏まえる必要があると考えている。児童扶養手当については、一部支給の対象となる所得限度額を引き上げ、多子家庭への加算額を拡充した。あわせて、一人親の就業支援、養育費確保策などの強化も行っており、こうした多面的な施策により、一人親家庭の生活と自立を支えていく」旨の答弁があった。
- ③「0歳から2歳児の保育料無償化」に関する質疑に対して、「0歳から2歳児では保育所などを利用している子供が約4割にとどまっていることなどから、低所得世帯について保育料を無償化したものであり、対象の拡大に当たっては、通園していない者との公平性や財源について検討が必要であると考えている」旨の答弁があった。
- ④「高校授業料無償化」に関する質疑に対して、「どこまで家計の負担軽減を図るべきかについては、児童手当の抜本的拡充や高等教育費の負担軽減など、家計を支援する様々な施策を総合的に考える必要がある。さらに、教育の質の向上や、国の制度と地方自治体の独自支援とのバランス、安定的な財源の確保といった論点も考える必要があり、各党の主張も十分に聞き、今後、議論を重ねていきたい」旨の答弁があった。
- ⑤「学校給食費」に関する質疑に対して、「現在の物価高などの状況を踏まえ、地域の実情に応じた保護者負担軽減の観点から、学校給食費の支援も行えるよう、令和6年度補正予算において重点支援地方交付金を追加している。児童手当の抜本的拡充や高等教育費の負担軽減など、現在進めている子供、子育て政策について効果検証を丁寧に行った上で、今後の対応を検討していく」旨の答弁があった。
- ⑥「大学の授業料などの負担軽減」に関する質疑に対して、「授業料等の減額や無償化の対象を拡充し、支援拡充の趣旨に反するような学費値上げが行われないよう、文部科学省から各大学に通知した。まずこうした拡充を着実に実施に移し、その上で、教育の機会均等や少子化対策の観点から、その効果を見定めつつ取り組んでいく」旨の答弁があった。
- ⑦「教員を取り巻く環境整備」に関する質疑に対して、「教師の業務の更なる厳選、見直しや、標準



重徳和彦君（立憲）

を大きく上回る授業時数の見直し、校務DXの加速化を進めるとともに、学校の指導、運営体制の充実により、教師の時間外在校等の時間を削減する」旨の答弁があった。

(地方創生)

①「楽しい日本の実現」に関する質疑に対して、「我が国が活力を取り戻すためには、全ての人が安心と安全を感じ、自分の夢に挑戦し、今日より明日はよくなると実感できることが不可欠である。楽しい日本とは、活力ある国家であり、その実現に向け、地方創生2.0を令和の日本列島改造として強力に進めていく」旨の答弁があった。

②「若者や女性に選ばれる地方の実現」に関する質疑に対して、「地方創生2.0において、若者や女性にも選ばれる地方の実現を第1の柱とし、若者や女性にとって魅力ある働き方、職場づくりの観点から、地域間、男女間の賃金格差の是正、女性のL字カーブの解消、男性の育児休業の取得促進、アンコンシャスバイアスの解消に取り組んでいく」旨の答弁があった。

③「地方における文化的な生活」に関する質疑に対して、「都市も地方もその魅力を高めていくため、新たな重点として、官民連携による文化芸術の振興を図っていく。令和7年度予算において、メディア芸術、芸術文化の振興、地域における特色ある文化芸術拠点の形成や伝統行事の継承などへの支援による地域文化の振興などの施策も盛り込んでいる」旨の答弁があった。

④「インバウンドの地方誘客及び持続可能な観光立国の推進」に関する質疑に対して、「地方部の魅力を生かし、地方部での滞在を促進するためのコンテンツ造成、グランドハンドリングや保安検査の人材確保や業務効率化等の受入れ環境の整備への支援、オーバーツーリズムの未然防止、抑制に向けた取組の支援などを進め、インバウンドの地方誘客及び持続可能な観光立国の推進に向けて取り組んでいく」旨の答弁があった。

(交通)

①「自動車運送業の2024年問題及び運転者不足対策」に関する質疑に対して、「2024年問題については、物流革新に向けた政策パッケージに基づく官民での取組が成果を上げており、物流の深刻な停滞は起きていない。運送業のドライバー不足の問題に対しては、運賃改定や価格転嫁の促進と省力化支援、改正物流効率化法の円滑な施行、日本版ライドシェアなどによる一般ドライバーの活用、外国人ドライバーの早期受入れなどの生産性向上と賃上げ、働き方改革に総合的に取り組んでいきたい」旨の答弁があった。

②「ライドシェアなどの規制改革」に関する質疑に対して、「利用者目線を徹底し、必要となる規制・制度改革に取り組んでいく。ライドシェアの課題に関しては、日本版ライドシェアなどの施策の実施効果を検証しつつ、地域交通の担い手や移動の足の確保の取組を強力に進めていく」旨の答



西岡秀子君 (国民)

弁があった。

- ③「地域交通と鉄道事業」に関する質疑に対して、「地域交通の再構築を図るため、令和5年度に法改正と予算拡充を行い、ローカル鉄道の再構築に向けた地域の関係者の合意形成に国が積極的に関与する仕組みを設けるとともに、デジタル技術を活用した省力化などによって生産性向上を図る措置を講じている。令和6年7月には、国土交通省に『交通空白』解消本部を設置し、国が主導的に地域交通の再構築を進めている。運賃収入が十分に得られない赤字ローカル路線に対しては、その公共性に鑑み、災害復旧の補助対象の拡大や補助率のかさ上げなどの支援の充実に取り組んでいる」旨の答弁があった。

（災害対策・災害からの復旧復興）

- ①「東日本大震災からの復興に関する財源の確保」に関する質疑に対して、「福島国際研究教育機構の本格稼働や、特定帰還居住区域における除染の進展などにより、次の5年間における復旧復興事業の規模は1兆円台後半と見込んでおり、福島県については、県や市町村が進めている事業を十分に確保した上で、次の5年間の全体の事業規模が今の5年間を十分に超えるものになると見込まれる。令和7年夏頃をめどに、次の5年間において必要な事業や事業実施に必要な財源を示せるように、今後検討を進めていく」旨の答弁があった。



斉藤鉄夫君（公明）

- ②「防災庁設置の必要性」に関する質疑に対して、「いかなる地域で災害が発生したとしても、被災者を苦難の中に置き続けることがあってはならず、平時の備えにより被害の最小化を図るとともに、被災者が避難所において発災直後から尊厳ある生活を営める環境を整備することは、国家の重要な責務である。この責務を全うするためには、平時、発災時の司令塔となる強力な体制が必要である。専任の大臣を置き、十分な数の災害対応のエキスパートをそろえた防災庁を令和8年度中に設置すべく、準備を加速していく」旨の答弁があった。
- ③「防災対策の強化」に関する質疑に対して、「能登半島地震の経験、教訓を踏まえ、政府としても、避難所で温かい食事やシャワー、清潔なトイレ、プライバシーが確保されたベッドなどを迅速に提供するための計画的な備蓄、空路や海路で搬送するための車両や資機材の小型化・軽量化、道路や上下水道などのインフラ・ライフラインの強靱化・耐震化などに取り組んでいる。また、ほかの自治体職員やボランティアによる支援を円滑に進めるため、ボランティア団体などの登録制度の創設や交通費の支援、内閣府に新たに設置する都道府県ごとのカウンターパートとなる職員による支援の受入れ計画や防災訓練の指導、支援なども進めている」旨の答弁があった。
- ④「災害関連法制における福祉の視点の導入」に関する質疑に対して、「現在、政府においては、災

害時における福祉的支援の充実を図るため、災害対策基本法を改正し、地方公共団体の長などの責務に避難所内外での被災者への福祉サービスの提供を加えること、災害救助法を改正し、救助活動の種類として福祉サービスの提供を加え、国庫負担の対象とすることなどについて検討を行っているところである。在宅や車中泊の被災者を含め、高齢者などの要配慮者への支援が着実に進められるよう、取組を進めていく」旨の答弁があった。

- ⑤「原子力災害時の避難計画」に関する質疑に対して、「原子力発電所の立地地域においては、地域の実情を踏まえ、自然災害と原子力災害との複合災害を想定し、道路が寸断した場合の避難経路を含め、緊急時対応の取りまとめや検討を進めている。避難道の整備促進については、関係省庁連携の下、地元ニーズを踏まえ、必要な支援を検討していく。原子力発電所については、安全性の確保を大前提としつつ、地元の理解を得た上で再稼働していくことが政府の方針であり、原子力防災体制の充実強化を図りながら、エネルギー政策を進めていく」旨の答弁があった。
- ⑥「豪雪地域の支援」に関する質疑に対して、「青森市を始めとする青森県内各地で例年を大きく上回る積雪があり、自治体からの要望を踏まえ、市道から国道に掃き出した雪を国が一斉に運搬排雪するなど、国と自治体が連携した道路除排雪の支援に取り組んでおり、国による道路除排雪経費の補助や特別交付税の交付については、積雪状況などを踏まえて適切に対応していく。農業分野では、農業用ハウスの倒壊などの被害に対して、農業共済金の早期支払、長期、低利の災害関連融資などにより、支援を行っていく」旨の答弁があった。

(政治資金問題・政治改革)

- ①「企業・団体献金の禁止」に関する質疑に対して、「いわゆる企業・団体献金禁止法案は衆議院の政治改革特別委員会において令和6年度末までに結論を得ることになっている。自由民主党としては、自由主義経済によって国家、社会の存立と国民の福祉向上を実現している我が国において重要な役割を担う法人などの寄附を禁止する理由はないとの立場であり、企業・団体献金自体が不適切とは考えていない。禁止より公開との考え方により、企業・団体献金も含めた政治資金の透明性を確保する取組を進めており、引き続き、率先して議論を行う」旨の答弁があった。
- ②「いわゆる世襲の議員への政治資金の引継ぎ」に関する質疑に対して、「政治団体の政治資金は、その代表者ではなく政治団体自体に帰属するものであり、親族間で当然に引き継がれていくものではない。また、政治資金の移動の制限については、まずは国会で議論することが重要である」旨の答弁があった。
- ③「政治資金監視委員会等」に関する質疑に対して、「令和6年の臨時会において、国会議員関係政治団体の収支報告書の記載の正確性に関する監視や政治資金の制度に関する提言などを行う機関



大石あきこ君（れ新）

として、国会に政治資金監視委員会を置くこととなった。政治資金監視委員会の在り方は極めて重要であり、自由民主党としても、委員会の在り方について整理し、各党各会派と検討を進めていく」旨の答弁があった。

- ④「政党や政治団体の規律の在り方」に関する質疑に対して、「政党などが透明性を持ちながら社会に対する説明責任を果たし、国民の信頼を得ていくためには、ガバナンスの強化が重要である。自由民主党では、令和4年にガバナンスコードを自主的に制定し、平成元年の政治改革大綱では、政党法の検討に入ると明記している。政治に対する国民の信頼を確保するため、規律と担保方策、そのための法制度の在り方について議論を深めていきたい」旨の答弁があった。
- ⑤「当選無効となった国会議員の歳費返納等の義務付け」に関する質疑に対して、「自公連立政権合意に当選無効となった議員の歳費返納等を義務付ける法改正の実現を図ると明記されている。衆参両院の議院運営委員会等での議論を呼びかけるとともに、早期の実現に向け、議論を加速させる」旨の答弁があった。
- ⑥「政治団体都議会自由民主党の不記載事案」に関する質疑に対して、「第三者である検察により厳正な捜査が行われ、法と証拠に基づき、刑事事件として取り上げるべきものは立件されたと認識している。都議会自由民主党においても、必要な調査を行った上、会見を開いて説明を行い、不記載のあった政党支部の支部長には、その職責などに応じて都議会等における役職停止処分や都議会議員選挙における非公認を決定した。自由民主党としても、この事案に正面から真摯に対応していきたい」旨の答弁があった。
- ⑦「議員定数の削減」に関する質疑に対して、「議員定数については、平成25年に衆議院の定数5議席、平成28年には衆議院の定数10議席の削減を実現し、令和4年の公職選挙法改正に際しては区割りの在り方などに関し、国会において抜本的な検討を行うものとするとの附帯決議が衆議院において付された。今後もあるべき選挙制度について、各党各会派における積極的な議論を期待する」旨の答弁があった。

(農林水産業支援)

- ①「農産物や食品の価格形成」に関する質疑に対して、「生産資材等のコストが高止まりする中で、生産から消費に至る食料システム全体で合理的な費用を考慮した価格形成を進める必要がある。今取り組まなければ、持続可能な農業と食料の安定供給が困難になってしまうという危機感を持って第217回国会に法律案を提出し、今後5年間で集中的に施策を推し進め、食料安全保障の強化に努めていく」旨の答弁があった。
- ②「米価等への対応や農業者への支援の在り方」に関する質疑に対して、「米価を落ち着かせるため、一定期間後に買い戻すことを条件とし、政府備蓄米を集荷業者に売り渡すことができる仕組みを導入する。あわせて、販売状況や在庫量などに関する流通、販売事業者への調査の頻度を上げて実施し、需給情報を消費者に分かりやすく発信するとともに、産地に対し、需給、価格などに関する情報を丁寧に発信し、産地自らの判断の下、状況に応じた的確な生産を行えるよう後押しする。また、農業者への支援の在り方についても、新たな食料・農業・農村基本計画の策定や、令和9年度に向けた水田政策の在り方の検討の中で議論を深める」旨の答弁があった。
- ③「食料安全保障の確立に向けた農家支援」に関する質疑に対して、「農業施策などに関する情報を積極的に提供し、質問や相談に応じる農林水産省の地方参事官を全国53か所に配置するとともに、

オンライン化による各種申請手続を簡素化することに努める。若い世代の農業参入を促進するためには農業所得の向上が重要であり、経営継承の円滑化を促進し、就農後の早い段階で所得を確保できるよう資金支援を最長3年間継続しつつ、機械、施設導入の支援や技術サポートを含む総合的な支援を行う」旨の答弁があった。

- ④「肥料及び飼料の価格高騰等に対する農業者、酪農家への支援」に関する質疑に対して、「農業経営については、肥料価格を国際情勢の影響を受けづらい構造に転換するため、原料を海外に依存する化学肥料の使用低減に向けた適正施肥や有機質肥料の活用、原料の備蓄、国産化に向けた製造施設の整備を進める。酪農経営については、余剰乳製品の在庫削減対策による需給改善を通じ、累次にわたり生乳取引価格が引き上げられており、国際情勢の影響を受けづらい構造への転換に向け、国産飼料の生産、利用拡大を進めていく」旨の答弁があった。
- ⑤「漁獲可能量や不漁の要因、対応」に関する質疑に対して、「漁獲可能量をベースとする資源管理については、科学的な根拠に基づく資源評価を踏まえ、現場から丁寧に意見を聞きながら進めていく。資源管理の推進により乱獲を防止する一方、海水温や海流などの海洋環境の変化を主な要因とした水産資源の変化を認識している。水産業の発展に向け、スマート化や海業の全国展開を進めるとともに、海洋環境の変化に対応した魚種、漁法の追加、転換や養殖業への転換などを支援していく」旨の答弁があった。

(デジタル社会)

- ①「国民の声を政策に生かす上でのデジタル技術の活用」に関する質疑に対して、「AI、デジタル技術の活用で、より多くの情報を効率的に利用でき、高度な情報処理を行うことができるようになる可能性がある一方で、セキュリティ確保のための費用やデータの取扱いなどについて整理すべき点もあることから、活用の進め方について今後検討を深めていく」旨の答弁があった。
- ②「生成AIの適正かつ透明な利用に向けた環境整備への取組」に関する質疑に対して、「イノベーションの加速とリスクへの対応を両立させる法律案を第217回国会に提出する方針であり、安全、安心で信頼できる、世界のモデルとなるようなAI制度の構築に向けて取り組んでいく」旨の答弁があった。
- ③「デジタル人材育成」に関する質疑に対して、「令和4年度から令和8年度末までの5年間に合計230万人のデジタル人材の育成を目指すという目標を設定し、政府一丸となって、リカレント教育、リスキリングの支援に取り組んでいるところである。これまで、年度目標を上回る人数を育成しており、今後とも、目標達成に向け着実に取り組んでいきたいと考えている」旨の答弁があった。



田村智子君 (共産)

(憲法改正)

「憲法改正」に関する質疑に対して、「憲法改正は、最終的には主権者である国民が国民投票で決めるものであり、憲法のあるべき姿について国民に案を示すことは、我々国会議員の責務である。内閣総理大臣の立場からは、憲法改正についての議論の進め方などについて直接発言することは控えるが、自由民主党総裁として言えば、これまでの様々な議論の積み重ねを踏まえ、各党各会派とも更に建設的な議論を行い、国会による発議と憲法改正の早期実現に向けて取り組んでいきたいと考えている」旨の答弁があった。

(皇位継承)

「安定的な皇位継承等」に関する質疑に対して、「政府としては、天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議に関する有識者会議が取りまとめた報告書の内容を尊重することとし、令和4年1月に国会に報告した。引き続きこれを踏まえて対応していく考えである。現在、衆参両院議長の下で検討が行われているものと承知しており、立法府の総意が早期に取りまとめられるよう、国会において積極的な議論が行われることを期待している」旨の答弁があった。

(選択的夫婦別氏制度)

「選択的夫婦別氏制度」に関する質疑に対して、「政府としては、家族の形態や国民意識の変化、家族の一体感や子供への影響など、様々な点を考慮の上、国会において建設的な議論が行われ、より幅広い国民の理解が形成されることは重要であると考えている。その上で、自由民主党総裁として言えば、選択的夫婦別氏制度の是非は、いつまでも結論を先延ばしてよい問題とは考えておらず、党としての考え方を明らかにすべく、議論の頻度を上げ、その熟度を高めていきたい」旨の答弁があった。

(エネルギー基本計画)

「第7次エネルギー基本計画案における原子力の方針」に関する質疑に対して、「これまでのエネルギー基本計画には、可能な限り原発依存度を低減することや、必要な規模を持続的に活用することが記載されていたが、その趣旨は第7次エネルギー基本計画等においても変わるものではない。今回、再エネを最大限導入するとともに、特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスの取れた電源構成を目指すという考え方が明記され、この下で、2040年のエネルギーミックスでは、原子力の比率は2割程度を示している」旨の答弁があった。

(半島振興)

「令和6年度末に期限を迎える半島振興法の延長」に関する質疑に対して、「議員立法である半島振興法の延長に向けては、これまで与党において能登半島地震などの教訓を踏まえた議論が精力的に重ねられてきたが、与野党合同での検討が開始されると承知している。これらの議論を踏まえ、道路、港湾、空港、上下水道などの防災対策、井戸や再生可能エネルギーの活用など、自立分散型の地域づくり、半島地域の税制措置の延長などを通じて、安心して暮らし続けられる災害に強い半島地域を実現していく」旨の答弁があった。

(国境離島)

「国境離島の維持管理の強化」に関する質疑に対して、「国境離島は、我が国の領海や排他的経済水域の外縁を根拠付ける離島であり、その保全、維持管理を適切に実施することが重要である。国境離島の数は減少したが、我が国の領海及び排他的経済水域の面積に変更はなかった。今後と

も、令和6年4月に決定した海洋開発等重点戦略に基づき、空中写真撮影の頻度向上や航空レーザ測量の新規導入などにより、国境離島の保全、管理の強化に取り組んでいく」旨の答弁があった。

(郵便局のユニバーサルサービス)

「郵便局のユニバーサルサービスの担保」に関する質疑に対して、「郵政民営化法等では、日本郵政及び日本郵便に対してユニバーサルサービス提供の責務を課すなど、ユニバーサルサービスの維持を前提としている。政府としては、日本郵政、郵便を適切に監督することなどを通じて、郵政事業のユニバーサルサービスの安定的かつ継続的な提供の確保に努めていく」旨の答弁があった。

(大阪・関西万博)

「大阪・関西万博の成功に向けた取組」に関する質疑に対して、「万博で何が見られるか、どのような体験ができるかを効果的に発信し、伝えていく取組を更に強化する必要があると考えている。万博来場者に日本各地へと足を延ばしてもらえるような取組を官民で進め、地方創生につなげることも重要である。万博の成功に向け、政府も最大限の力を尽くしていく」旨の答弁があった。